

専決第 3 1 号

令和 6 年 7 月 1 9 日

松山市長 野 志 克 仁

令和 6 年度松山市一般会計補正予算（第 4 号）を定める専決処分について

松山市独自の無利子の融資制度により、大雨で被害や影響を受けた市民と事業者の生活や事業の立て直しを支援するほか、民有地や道路、水路の土砂撤去等により、大雨で被害を受けた地域の一刻も早い復旧を図るため、地方自治法第 1 7 9 条第 1 項の規定により専決処分をするものである。

記

令和 6 年度松山市一般会計補正予算（第 4 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 6 3 3 , 5 0 0 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2 2 8 , 1 3 6 , 1 4 2 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第 2 条 地方債の追加は、「第 2 表地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正（松山市一般会計）

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
12 地方交付税		23,700,000 千円	248,000 千円	23,948,000 千円
	1 地方交付税	23,700,000	248,000	23,948,000
16 国庫支出金		52,972,144	185,666	53,157,810
	1 国庫負担金	40,009,918	10,666	40,020,584
	2 国庫補助金	12,836,286	175,000	13,011,286
20 繰入金		21,117,140	100,000	21,217,140
	1 基金繰入金	21,070,610	100,000	21,170,610
22 諸収入		9,398,051	934	9,398,985
	5 雑入	5,346,307	934	5,347,241
23 市債		13,801,900	98,900	13,900,800
	1 市債	13,801,900	98,900	13,900,800
歳入合計		227,502,642	633,500	228,136,142

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
3 民生費		110,801,025 千円	30,000 千円	110,831,025 千円
	4 災害救助費	0	30,000	30,000

款	項	補正前の額	補正額	計
6 農林水産業費		2,759,253 千円	10,000 千円	2,769,253 千円
	1 農業費	1,111,462	10,000	1,121,462
7 商工費		7,781,036	120,000	7,901,036
	1 商工費	6,100,944	120,000	6,220,944
11 災害復旧費		693,347	473,500	1,166,847
	3 土木施設災害復旧費	0	183,500	183,500
	4 災害廃棄物処理費	0	290,000	290,000
歳 出 合 計		227,502,642	633,500	228,136,142

第2表 地方債補正（松山市一般会計）

1 追加

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
土木施設災害復旧事業	千円 100,000	1 借入先 財務省, 地方公共団体 金融機構その他 2 借入方法 普通貸借又は証券発行の 方法による。 3 借入時期 令和6年度。ただし工事 又は財政の都合により起債 額の全部若しくは一部を翌 年度に繰り越し借入れする ことができる。	年5% 以内 (ただし, 利 率見直し方 式で借り入 れる政府資 金及び地方 公共団体金 融機構資金 等につい て, 利率の 見直しを 行った後に おいては, 当該見直し 後の利率。)	1 償還期限 30年以内(内据置5年以内) 2 償還額及び財源 一般財源及び事業収入等により元 利均等又は元金均等償還する。ただ し必要に応じ繰上償還, 償還期限の 短縮又は低利債に借換えすることが できる。 3 財務省, 地方公共団体金融機構 その他より借り入れる場合において 前各号の償還の方法が借入先の融通 条件に抵触するときは, その融通条件 によることができる。

専決第 3 2 号

令和 6 年 7 月 1 9 日

松山市長 野 志 克 仁

令和 6 年度松山市松山城観光事業特別会計補正予算（第 1 号）を定める専決処分について

大雨で被害を受けた松山城の電気設備等の応急復旧等を行うため、地方自治法第 1 7 9 条第 1 項の規定により専決処分をするものである。

記

令和 6 年度松山市松山城観光事業特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 3 0, 0 0 0 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 5 3 2, 2 0 0 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正（松山市松山城観光事業特別会計）

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
3 繰越金		5,640 千円	30,000 千円	35,640 千円
	1 繰越金	5,640	30,000	35,640
歳入合計		502,200	30,000	532,200

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
2 松山城管理費		234,370 千円	30,000 千円	264,370 千円
	1 松山城管理費	234,370	30,000	264,370
歳出合計		502,200	30,000	532,200